

社援発 0 4 2 4 第 2 号
令和 6 年 4 月 24 日

各 都道府県知事 殿
市区町村長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について
(公布日施行分関係)

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日令和 6 年 4 月 24 日に公布されたところである。このうち、改正法第 1 条による改正後の生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮法」という。）の一部の規定及び改正法第 2 条による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「保護法」という。）第 55 条の 5 等の規定（進学・就職準備給付金の支給）については、公布の日から施行される。ただし、保護法第 55 条の 5 第 1 項第 2 号の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとされている。

これに伴い、生活保護法施行令及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 173 号。以下「改正政令」という。）、生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 78 号。以下「改正省令」という。）及び生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 194 号。以下「改正告示」という。）が公布され、改正法の公布の日と同日（令和 6 年 4 月 24 日）から施行され、その一部は令和 6 年 1 月 1 日から適用される。

今回施行される改正法、改正政令、改正省令及び改正告示の規定について、その趣旨、主な内容等は下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、管内の自立相談支援機関や保護の実施機関をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図ると

ともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 困窮法の一部改正

1 生活困窮者の状況の把握に関する努力義務の創設

(1) 改正の趣旨

生活困窮者は、単に経済的に困窮しているだけではなく、複合的な課題を抱えている場合が多い。さらに、課題が複合化した結果、自身の状況把握が困難となっていることや自尊心の低下、自身の問題に向き合う意欲の喪失等により、自ら必要な支援を求めることができない状態に陥っている場合もある。したがって、都道府県等は、自立相談支援機関で生活困窮者からの相談を待つだけでなく、積極的に生活困窮が疑われる者の存在やその者の抱える課題等の把握を行い、本人の尊厳を確保しつつ、その気持ちに寄り添いながら、課題が複雑化・深刻化する前に早期かつ確実に必要な支援につなげることが求められる。

このため、現行の困窮法第2条第2項には、基本理念として、生活困窮者に対する自立の支援は、公共職業安定所や学校等といった関係機関や、地域のNPO法人等の民間団体と緊密な連携等配慮して行うべきことが掲げられている。今般の改正では、このような関係機関等との連携に加え、都道府県等に対し、生活困窮者に対する積極的な働きかけ（アウトリーチ）を行うことを促すこととしたものである。

(2) 改正の内容

都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、

- ・ 支援会議を活用した関係機関等の間での情報共有
- ・ 民間団体等が地域づくりの取組として開設する「居場所」等の地域住民相互の交流を行う拠点との連携
- ・ 生活困窮者の家庭や学校等への訪問

などの地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとしたこと。（困窮法第8条第1項関係）

なお、アウトリーチの方法については、上記の方法に限られるものではなく、各都道府県等における創意工夫の下で、地域の実情に応じた効果的な方法（オンラインを活用した方法を含む。）により実施されることが期待される。

2 児童育成支援拠点事業との連携に関する努力義務の創設

(1) 改正の趣旨

令和6年4月1日に、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する児童育成支援拠点事業が創設された（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第20項）。

生活困窮世帯の中には、子どもの養育に当たって課題を抱えていることにより、生活困窮者自立支援制度とあわせて、児童育成支援拠点事業による支援を必要とする世帯も存在すると考えられる。このため、自立相談支援機関において、児童育成支援拠点事業による支援が適切と考えられる世帯の状況を把握した場合には、必要に応じて、市町村のこども家庭センター又は児童福祉所管部署等と連携することが必要である。

また、子どもの学習・生活支援事業と児童育成支援拠点事業は、使用する会場（拠点）や支援者等に重複があることも想定されることから、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関し、担当者間で連携して募集を実施するなどにより、同一自治体内で両事業を効果的・効率的に実施することが考えられる。

このような観点から、今般の改正では、都道府県等が生活困窮者自立支援事業に基づく事業を実施するに当たって、連携すべき他制度に基づく事業として児童育成支援拠点事業を明示し、連携を促進することとしたものである。

（2）改正の内容

都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業等を行うに当たっては、児童福祉法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業との連携を図るよう努めるものとしたこと。（困窮法第7条第4項関係）

第2 保護法の一部改正（進学・就職準備給付金関係）

1 改正の趣旨

生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職すること、被保護者の自立の助長の観点から重要であるが、就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがない。生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業した後に大学等に進学する場合に進学準備給付金が支給される仕組みやその内容との均衡を図る観点から、高等学校等卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うため、保護法第55条の5を改正し、

一時金を支給することができるようにするものである。

2 改正の内容

(1) 進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、同給付金の対象者について、被保護者（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「施行規則」という。）で定める者に限る。）であって、施行規則で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として施行規則で定める者を追加することとしたこと。（保護法第 55 条の 5 第 1 項関係）

また、これと併せて、改正政令により生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号。以下「施行令」という。）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和 4 年政令第 1 号。以下「標準化対象事務政令」という。）の規定を、改正省令により施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成 26 年厚生労働省令第 72 号。以下「別表第一省令」という。）の規定を、改正告示により生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成 30 年厚生労働省告示第 244 号。以下「告示」という。）をそれぞれ次のとおり改正することとしたこと。

ア 改正政令による施行令及び標準化対象事務政令の改正

(ア) 施行令の一部改正

進学準備給付金の支給に関する事務の一部を他の支給機関に委託して行う場合の手続きの規定について、進学・就職準備給付金の事務委託手続きとして規定することとしたこと。（施行令第 8 条の 2 関係）

(イ) 標準化対象事務政令の一部改正

進学・就職準備給付金の給付の事務について、標準化対象事務として規定することとする事としたこと。（標準化対象事務政令第 12 号関係）

イ 改正省令による施行規則及び別表第一省令の改正

(ア) 進学・就職準備給付金の支給に係る規定の整備

改正法第 2 条による改正後の保護法第 55 条の 5 第 1 項各号列記以外の部分及び同項第 2 号において、新たに、被保護者（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であって厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者について進学・就職準備給付金を支給するとされたことに伴い、支給の対象者、厚生労働省令で定める安定した職業、その他これに準ずる者として厚生労働省令で定め

るものについて規定するとともに、進学・就職準備給付金の支給を受けようとする被保護者が申請書に記載する事項を規定することとしたこと。(施行規則第 18 条の 7、第 18 条の 8 の 2、第 18 条の 8 の 3 及び第 18 条の 9 第 1 項関係)。

(イ) 進学準備給付金の名称変更に伴う規定の整備

改正法第 2 条による保護法第 55 条の 5 の改正(「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めることその他所要の改正)に伴い、施行規則及び別表第一省令の規定について所要の改正を行うこととしたこと。

(施行規則第 18 条の 8、第 18 条の 9 第 2 項、第 18 条の 10 及び第 18 条の 11 並びに別表第一省令第 6 条第 1 項第 3 号)

ウ 改正告示による告示の改正

進学・就職準備給付金の支給額について、以下のとおりとすることとしたこと。

(ア) 保護法第 55 条の 5 第 1 項各号のいずれかに該当する者となることに伴い、転居する者 30 万円

(イ) (ア) 以外の者 10 万円

(2) 法第 55 条の 6 に規定される報告を求めることができる対象者について、被保護者を雇用しようとする者を明示することとするとともに、給付金の名称変更に伴う手当を行うこととしたこと。(保護法第 55 条の 6 関係)

(3) 進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがなく、既に給与を受けた進学・就職準備給付金又はこれを受ける権利を差し押えられることがないこととしたこと。(保護法第 57 条及び第 58 条関係)

また、進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができないこととしたこと。(保護法第 59 条関係)

(4) 市町村長がした進学・就職準備給付金の支給に関する処分又は市町村長が進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとし、当該都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができることとしたこと。(保護法第 64 条から第 66 条まで関係)

(5) 都道府県及び市町村は進学・就職準備給付金の支給(委託を受けて行うものを含む。)に要する費用(以下「進学・就職準備給付金費」という。)を支弁しなければならないものとし、都道府県は居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した進学・就職準備給付金費の 4 分の 1 を負担しなければならないこととしたこと。(保護法第 70 条、第 71 条及び第 73 条関係)

また、国は市町村及び都道府県が支弁した進学・就職準備給付金費の 4 分の 3 を

負担しなければならないこととしたこと。(保護法第 75 条関係)

(6) 進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅することとしたこと。(保護法第 76 条の 3 関係)

(7) 偽りその他不正な手段により進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができることとしたこと。(保護法第 78 条関係)

(8) 偽りその他不正な手段により進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処することとしたこと。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によることとしたこと。(保護法第 85 条関係)

(9) 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、進学・就職準備給付金の支給に関する情報であって別表第一省令第 6 条第 1 項第 3 号で定めるもの(進学・就職準備給付金の額及び支給期間)につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から提供の求めがあったときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うこととしたこと。(保護法別表第一の 6 の項第 1 号関係)

(10) 保護法第 55 条の 5 に基づく進学・就職準備給付金の支給に係る規定(第 1 項第 2 号に係る部分に限る。)については、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとしたこと。(改正法附則第 3 条関係)

別添 1 改正法の官報

別添 2 改正令の官報

別添 3 改正省令の官報

別添 4 改正告示の官報

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十一号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第一条 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「就労」の下に「及び居住」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち次に掲げるものに對し支給する給付金をいう。

一 離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの

二 収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるもの（前号に掲げる者を除く。）

第三条第四項中「限る。」の下に「及び特定被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十号）第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。以下この条及び第二十二條第三項において同じ。）」を加え、同条第五項中「に對し」を「及び特定被保護者に對し」に改め、同条第六項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二号中「に對し」を「及び特定被保護者に對し」に改め、同号口中「生活困窮者」の下に「又は特定被保護者」を加える。

第四条第二項第一号及び第三項中「及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業並びに」に改める。

第六条第一項中「第三条第三項に規定する」を「第三条第三項各号に掲げる」に改める。

第七条第一項中「を行う」を「並びに生活困窮者居住支援事業のうち必要があると認めるものを行う」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な」を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項各号に掲げる」を「第二項に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十二條各号に掲げる業務」を加え、「業務並びに」を「業務、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。

第八条の見出しを「生活困窮者の状況の把握等」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、次条第一項に規定する支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする。

第九条第一項中「ことができる」を「ように努めるものとする」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している都道府県等に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は社会福祉法第六十六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るように努めるものとする。

第十二条第三号中「及び第二項」を削り、及び生活困窮者一時生活支援事業を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第二項」に「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十三条第三号中「及び第二項」を削り、及び生活困窮者一時生活支援事業を「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第二項」に「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十五条第一項第一号中「昭和二十五年法律第四百四十四号」を削り、同条第四項を削る。

第二十条第二項第一号中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二項中「居住する住宅を賃貸する者」を「居住し、若しくは居住しようとする住宅を賃貸する者その他の関係者」に、「その」を「これらの」に改め、「状況」の下に「又は当該住宅の確保に関する事項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県等は、特定被保護者に対する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業（第三条第六項第二号に掲げる事業に限る。）の実施に必要があるとき、生活保護法第五十五条の十一第一項の規定による通知をした保護の実施機関（同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。）に、当該通知に係る特定被保護者に関する事項につき、報告を求めることができる。

第二十三条中「同条第二項各号に掲げる」を「同条第二項に規定する」に改める。

第二十八条中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二条 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「被保護者就労支援事業等」に、「第五十五条の九」を「第五十五条の十」に改める。

第二十七条の二中「及び第五十五条の八第一項」を「第五十五条の八第一項」に、「を行う」を「及び第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業の」に改める。

「第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金」を「第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五条の五の見出しを「進学・就職準備給付金の支給」に改め、同条第一項中「教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者

二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

第五十五条の五第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五条の六中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「雇主」を「雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）」に改める。

「第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「第九章 被保護者就労支援事業等」に改める。

第五十五条の七第一項中「以下」を「第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下」に改める。

第九章中第五十五条の九の次に次の一条を加える。

（子どもの進路選択支援事業）

第五十五条の十 保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）を実施することができる。

2 第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、子どもの進路選択支援事業を行う場合について準用する。

第五十七条から第五十九条までの規定、第六十四条、第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十条第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用第七十一条第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用第七十三条第三号中「進学準備給付金費（進学準備給付金を「進学・就職準備給付金費」進学・就職準備給付金）」に改め、同条第四号中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第七十五条第一項第二号中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

一 市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内
二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

第七十六条の三中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十八条第三項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第八十一条の二第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第二項中「効果的」を「並びに子どもの進路選択支援事業の効果的」に改める。

第八十五条第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
第八十五条の二中「において」を「及び第五十五条の十第二項において」に改める。

附則第九項及び第十二項中「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に改める。
別表第一の六の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第三条 生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の十」を「第五十五条の十一」に改める。
第十九条第三項中「若しくは私人」を「又は私人」に改め、「又は第三十四条の第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合」を削り、「同項各号を削る。」

第二十七条の二中「及び第五十五条の十第一項」を「第五十五条の十第一項第一号」に、「のほか」を「同項第二号に規定する被保護者就労準備支援事業、同項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び同項第四号に規定する被保護者地域居住支援事業のほか」に改める。
第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(調整会議)

第二十七条の三 保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、第五十五条の七第二項（第五十五条の八第三項及び第五十五条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたもの（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「調整会議」という。）を組織することができる。

2 調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 調整会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 調整会議は、当該調整会議が組織されている都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、被保護者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

6 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、調整会議が定める。

第三十一条第四項中「介護老人福祉施設」の下に「（同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）」を、「施設介護」の下に「（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十四条の二第二項中「居宅介護」の下に「（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）」を、「施設介護、介護予防」の下に「（同条第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）」を加え、「第十五条の二第七項」を「同条第七項」に改める。

第五十五条の七第一項中「第五十五条の十第一項」を「第五十五条の十第一項第一号」に改める。
第五十五条の十の見出しを「子どもの進路選択支援事業等」に改め、同条第一項を次のように改める。

保護の実施機関は、次に掲げる事業を実施することができる。

一 被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）

二 雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業（以下「被保護者就労準備支援事業」という。）

三 被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する事業（以下「被保護者家計改善支援事業」という。）

四 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下「被保護者地域居住支援事業」という。）

第五十五条の十第二項中「子どもの進路選択支援事業」を「前項各号に掲げる事業」に改め、第九章中同条の次に次の一条を加える。

(特定被保護者対象事業の利用)

第五十五条の十一 保護の実施機関は、被保護者であつて、その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他の厚生労働省令で定める者に該当すると認められるもの（以下この条において「特定被保護者」という。）について、その氏名その他の必要な事項を特定被保護者対象事業（生活困窮者自立支援法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業、同条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業又は同条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第二号に係る部分に限る。）をいう。第三項において同じ。）を実施する同法第四条第三項に規定する都道府県等に通知することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を行った場合は、その旨を当該通知に係る特定被保護者に速やかに通知するものとする。

3 保護の実施機関は、特定被保護者が特定被保護者対象事業を利用する場合には、その利用の状況を把握するとともに、自ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講じなければならない。

第七十条第七号及び第七十一条第七号中「の実施」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施」に改める。

第七十五条第二項各号中「に係る」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業に係る」に改める。

第八十一条の三（平成二十五年法律第百五号）を削り、同条を第八十一条の四とする。

第八十一条の二の見出しを削り、同条第一項中「都道府県知事は」の下に「前条第一項に規定するもののほか」を加え、同条第二項中「前項」を「前条第一項及び前項」に、「効果的」を「被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の効果的」に改め、同条を第八十一条の三とし、第八十一条の次に次の見出し及び一条を加える。

(都道府県の援助等)

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査、分析及び評価（以下この条において「調査等」という。）を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、調査等の実施に関し必要があるときは、市町村長に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、都道府県知事が調査等を円滑に行うために必要な支援を行うものとする。

第八十四条の三（特別養護老人ホームに入所している者又は）を「特別養護老人ホームに入所している者」に、「に対する」を「又は介護保険法第八十一条に規定する特定施設に入居している者若しくは介護老人福祉施設に入所している者（同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを受けている者に限る。）に対する」に、「引き続き入所して」を「引き続き入所し、又は入居して」に改める。

第八十五条の二中「第五十五条の七第三項」を「第二十七条の三第六項、第五十五条の七第三項」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の二に次の一項を加える。

3 市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、前項の規定による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

第六十六条の四第二項第二号中「助言」の下に「現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六十六条の六第一項中「第六十六条の四第四項」を「第六十六条の四第五項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

第六百五十九条第一号中「第六十六条の四第五項」を「第六十六条の四第六項」に改め、同条第二号中「第六十六条の六第五項」を「第六十六条の六第六項」に改める。

第六百六十三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第六十八条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附則第十六項中「第二項」を「第三項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（進学準備給付金）を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定 公布の日（昭和二十二年法律第百六十四号）第六十六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びにに改める部分に限る。公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

三 第二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中社会福祉法附則第十六項の改正規定 令和六年十月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めてこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（進学・就職準備給付金の支給に関する特例）

第三条 第二条の規定による改正後の生活保護法第五十五条の五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（保護の実施機関についての特例に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に同居している者（生活保護法第十五条の二第二項に規定する特定施設入居者生活介護を同項に規定する居宅介護を行う者に委託し、又は同条第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を同項に規定する介護予防を行う者に委託して行っている場合において、これらの介護扶助を受けている者を除く。）については、第三条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、適用しない。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（附則第八条において「第一号施行日」という。）が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四」とあるのは、「別表第二の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九号の五」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
厚生労働大臣 武見 敬三

生活保護法施行令及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第七十三号

生活保護法施行令及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の五第二項において準用する同法第五十五条の四第三項及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

- 次に掲げる政令の規定中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
- 一 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第八条の二（見出しを含む。）
 - 二 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）第十二号

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣	岸田 文雄
総務大臣	松本 剛明
厚生労働大臣	武見 敬三

○厚生労働省令第 78 号 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の五第一項及び別表第一の規定に基づき、生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。 令和六年四月二十四日 厚生労働大臣 武見 敬三 生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令 （生活保護法施行規則の一部改正） 第一条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次の表のように改正する。（傍線部分は改正部分）	
改正後	改正前
（進学・就職準備給付金の支給の対象者） 第十八条の七 法第五十五条の五第一項各号列記以外の部分に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては第一号及び第二号に掲げるもの（同項第二号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げるもの）とする。 一 保護の実施機関が、高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、若しくは特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）（いずれも同法第五十八条第一項（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する専攻科及び別科を除く。）又は同法第百二十四条に規定す	（進学準備給付金の支給の対象者） 第十八条の七 法第五十五条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて、次に掲げるものとする。 一 保護の実施機関が、高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、若しくは特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）（いずれも同法第五十八条第一項（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する専攻科及び別科を除く。）又は同法第百二十四条に規定す

る専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（高等学校に準ずると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができる」と認めた者（以下「高等学校等就学者」という。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設に入学しようとするもの 二 （略） 三 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの（これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものを含む。以下この条において同じ。） 四 高等学校等就学者であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて就職に必要な知識及び技能の習得（支給機関が被保護者の自立を助長することに効果的であると認めるものに限る。第六号において同じ。）を行い、その後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就こうとするもの 五 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続いて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかった者（これに準ずる者として第十八条の八の三各号に掲げるものとなる）ができなかつた者を含む。次号において同じ。）に限る。）であつて、当該高等学校等を卒業し又は修了した後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの	る専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（高等学校に準ずると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）に就学することが被保護者の自立を助長することに効果的であるとして、就学しながら保護を受けることができる」と認めた者（以下「高等学校等就学者」という。）であつて当該高等学校等を卒業し又は修了した後直ちに特定教育訓練施設（法第五十五条の五第一項に規定する特定教育訓練施設をいう。以下同じ。）に入学しようとするもの 二 （略） （新設） （新設）
---	---

六 高等学校等就学者であつた者（災害その他やむを得ない事由により、当該高等学校等を卒業し又は修了した後引き続き就職に必要な知識及び技能の習得を行い、その後引き続きいて第十八条の八の二に規定する安定した職業に就くことができなかつた者に限る。）であつて、当該知識及び技能の習得後一年を経過するまでの間に同条に規定する安定した職業に就こうとするもの

（特定教育訓練施設）

第十八条の八 法第五十五条の五第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。

一 八 （略）

（法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める安定した職業）

第十八条の八の二 法第五十五条の五第一項

第二号の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと認められるものとする。

（法第五十五条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める者）

第十八条の八の三 法第五十五条の五第一項

第二号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 事業を確実に開始すると見込まれる者であつて、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと見込まれるもの

二 職業（前条に規定する安定した職業を除く。）に確実に就くと見込まれる者であつて、その者が属する被保護世帯において、その者の就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと見込まれるもの

（新設）

（特定教育訓練施設）

第十八条の八 法第五十五条の五第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる教育訓練施設とする。

一 八 （略）

（新設）

（新設）

（進学・就職準備給付金の支給の申請）
第十八条の九 進学・就職準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 （略）

二 法第五十五条の五第一項第一号に該当する者にあつては、特定教育訓練施設の名称

三 法第五十五条の五第一項第二号に該当する者にあつては、その者又はその者が属する世帯が、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができるものと見込まれる理由

四 （略）

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学・就職準備給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、進学・就職準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

（進学・就職準備給付金の支給）

第十八条の十 進学・就職準備給付金は、厚生労働大臣が定める額を、被保護者が法第五十五条の五第一項各号のいずれかに該当する者となることに伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに、支給するものとする。

（再支給の制限）

第十八条の十一 進学・就職準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後、進学・就職準備給付金を支給しない。

（進学準備給付金の支給の申請）
第十八条の九 進学準備給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一 （略）

二 特定教育訓練施設の名称

（新設）

三 （略）

2 法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給する者は、前項に規定する申請書のほか、進学準備給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

（進学準備給付金の支給）

第十八条の十 進学準備給付金は、厚生労働大臣が定める額を、被保護者の特定教育訓練施設への入学に伴う保護の変更若しくは廃止の決定前又は当該決定後速やかに支給するものとする。

（再支給の制限）

第十八条の十一 進学準備給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後、進学準備給付金を支給しない。

（生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部改正）
第二条 生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略） 2 八 （略）		第二条（略） 2 八 （略）	

（傍線部分は改正部分）

5 法別表第一の二の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により請求することができる未支給の失業等給付（同法第六十一条の六第二項の規定により同法第十条の三第三項の規定を準用する場合にあつては育児休業給付とする。以下この号において同じ。）（次号から第十三号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。） 二 十三（略） 6 十八（略） 第六条 法別表第一の六の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次に掲げる事項に関するものとする。 一・二（略） 三 法第五十五条の五第一項の規定により支給される進学・就職準備給付金の額及び支給期間 2 十六（略）	5 法別表第一の二の項第五号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により請求することができる未支給の失業等給付（同法第六十一条の六第二項の規定により同法第十条の三第三項の規定を準用する場合にあつては育児休業給付とする。以下この号において同じ。）（次号から第十二号までに掲げる失業等給付に係るものに限る。） 二 十三（略） 6 十八（略） 第六条 法別表第一の六の項第一号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であつた者に係る次に掲げる事項に関するものとする。 一・二（略） 三 法第五十五条の五第一項の規定により支給される進学準備給付金の額及び支給期間 2 十六（略）
--	---

附 則

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行し、第一条による改正後の生活保護法施行規則第十八条の七から第十八条の十一までの規定は、令和六年一月一日から適用する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に第一条による改正前の生活保護法施行規則第十八条の九第一項の規定によりされた申請及び同条第二項の規定によりされた書類の提出の求めは、第一条の規定による改正後の生活保護法施行規則第十八条の九第一項の規定によりされた申請及び同条第二項の規定によりされた書類の提出の求めとみなす。

○厚生労働省告示第百九十四号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の十の規定に基づき、生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき、厚生労働大臣が定める額（平成三十年厚生労働省告示第二百四十四号）の一部を次の表のように改正し、令和六年一月一日から適用する。
令和六年四月二十四日
厚生労働大臣 武見 敬三
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の五第一項各号のいずれかに該当する者となることに伴い、転居する者 三十万円 二（略）	生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。 一 特定教育訓練施設（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の五第一項に規定する特定教育訓練施設をいう。）への入学に伴い、転居する者 三十万円 二（略）